

上越市GAP認証取得事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農産物の生産体制の改善を図ることにより、農産物の価値を高め、持続可能な農業経営を推進するため、GAP認証の取得に取り組む農業者等に対し、予算の範囲内で交付する補助金の交付に関し、上越市補助金交付規則（昭和46年上越市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) GAP 農産物の品目ごとに、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組をいう。
- (2) GAP認証 認証機関の審査により、GAPが正しく実施されていることが確認されたことの証明のうち、国際水準に適合するものであって、JGAP、ASIAGAP又はGLOBALG.A.Pの認証をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる人及び団体は、GAP認証の取得又は更新のため、認証機関の審査を受ける農業者等であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所又は事業所を有すること。
- (2) 多面的機能発揮事業に関する計画のうち、環境保全型農業直接支払交付金の事業認定を受けていること。
- (3) 市税を完納していること。
- (4) GAP認証の取得について、同一年度において、本市その他の地方公共団体、国又は公益法人等の他の制度の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) GAPに係る研修会の受講料
- (2) 認証機関が実施するGAP認証のための審査及び調査に要した費用（振込手数料、郵送料及び申請書式集代に係る費用を除く。）

(補助金の額等)

第5条 補助金の額等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 新規にGAP認証を取得する場合 前条第1号及び第2号の補助対象経費の合計額

(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

- (2) G A P 認証を更新する場合 前条第2号の補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、15万円を限度とする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第2条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) G A P に係る研修会の内容が分かる書類(研修会を受講する場合に限る。)
- (2) 補助対象経費に係る見積書等の写し
- (3) G A P 認証を取得していることが分かる書類の写し(G A P 認証を更新する場合に限る。)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付条件)

第7条 規則第4条の規定により付する条件は、G A P 認証の取得又は更新が認められることとする。

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第8条第1項の必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 領収証等の事業に要した経費の内容が分かる資料
- (2) G A P 認証の取得又は更新をしたことが分かる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。